

# 跡継ぎのいないお墓、自分らしい埋葬方法とは？

10月30日(金)、厚木商工会議所の5階大会議室で、今年度の第2回消費者問題講演会が開かれました。

自分らしいお墓えらび

〜知っておきたい

お墓の基礎知識

日本エンディングサポーター協会

代表理事・佐々木悦子さん

講演の初めに話された事例です。

「独身の一人娘、母は無く、父が亡くなった。お墓がないので、お骨は、父の兄に頼んで墓に入れてもらった。その後、遺品整理をしていたら、墓地・墓石を購入していたことがわかったが、無理をして頼んだので、お骨を移すことができなかった」

墓地・墓石を購入していても、誰かにちゃんと伝えておかなくては、役に立たない。また本人の希望であっても、実現し難いことは、ただの身勝手ではない。

(さすがに、数多くのトラブルの相談を受けているだけあって、ソフトな語り口ながら、はっきり言い切ります)

Q：お墓の承継は誰か？

A：お墓は祭祀財産の一つで、承継は民法により家や土地などの財産とは区別され、承継は一人だけ。生前に承継者を指定(口頭でも可)または遺言で指定。↓指定しないと、家族や地域の習慣による。↓それでも決まらないと、家庭裁判所に調停、または審判を申し立てる。↓裁判所が決める。

Q：お墓の承継の  
手続きは？

A：墓地管理者へ届ける。  
・境内墓地の場合  
Ⅱお寺へ届け、檀家としての立場も引き継ぐ。  
・霊園にある場合  
Ⅱ霊園の管理者へ届ける。  
・承継者の所有地

にあった場合Ⅱ土地の相続登記をする必要がある。

Q：一人っ子同士の結婚で承継はどうなる？

A：双方がそれぞれの先祖の墓を承継する。管理料や供養料など費用面での負担が大きいデメリットが生じる。

お墓を「改葬」Ⅱお引っ越しするのにも一つの方法です。

一般的なお墓の改葬の手順

①新墓地を準備  
②新墓地にて「受け入れ証明書」発行

③役所へ改葬許可申請

④役所から改葬許可証交付

⑤旧墓地から遺骨を取り出す

⑥新墓地に納骨

改葬では管理者(住職等)のサインが必要だが、住職ともめるのが一番多い。お墓の改葬を決めてしまってからでなく、事前に次のように言えばいいとのアドバイス。

「だんだんお参りに来るのが難しくなると思っています。子供も田舎に戻らないと言っている。お参りもままならないと、先祖の供養ができない。寺には草花々々となって迷惑がかかる。お引っ越ししたいが、いかがでしょうか」と、

供養をしたいことと、寺に迷惑がかかるのが申しわけないことを伝えて、先にお伺いを立てるといいですよ。

Q：子どもがいない場合、先祖代々の墓はどうなりますか？

A：①信頼できる人に管理を頼む(承継者を指定)

②お寺にあらかじめお布施を納め、一定期間管理してもらった後、共同の永代供養墓へ合葬してもらうよう依頼する

③無縁仏になる。

\*墓地の使用者が死亡したり管理料の未納が3年続いた場合には、一定の手続きを経て無縁仏を自由に処分できることになっています(墓地埋葬等に関する法律)。民間だと、すぐ更地にされてしまうことも。久しぶりに墓参りに行ったら、お墓が無くなっていたという話もあります。

## 話題あれこれ

### 安心・安全なまちづくり研修会

10月29日(木) 厚木市・厚木市防犯協会主催で「安心・安全なまちづくり研修会」世界に誇れる安心・安全なまちが厚木市文化会館小ホールで開催されました。日頃地域の防犯活動をしている自治会長さんなども多数参加しました。

厚木市の警防犯認知件数は、平成13年の7163件をピークに平成26年度は2394件と67%も減少しており、交通事故もこの10年あまりで半減していることなどが話されました。

講演は神奈川県警の生活安全部の常盤勝彦警部で「県内における振り込め詐欺の発生状況について」。次々と新手法の方法で振り込め詐欺被害が増えていることなどを話しました。

神奈川県防犯応援大使である漫才コンビ「世界事情」が、空き巣を防ぐ対策について面白おかしく話し、会場は和やかな雰囲気になりました。

研修というところ、ともすればお堅くないですが、このようなやり方もいいですね。

他にも、相続や散骨・分骨、墓石の購入・リフォームなど、経験に基づく話がありましたが、最後の一言は「お墓は一人では解決できない。相談を」でした。

前回は葬儀、今回はお墓と続きました。最近は終活が言われるようになり、すっかり意思を伝えておかないと、残された人たちが困ることになります。

皆さんの準備はいかがですか。

取材のつもりで講演を聞きに行ったのですが、栗山議員は両親の墓の承継者でお寺から連絡が届きますので、自分のこととしてしっかり聞いてしまいました。今すぐのことではないにしても、知っているのと知らないのではずいぶん違いますからね。実父の葬儀でも、事前に生協の学習会に何度か行ったり連絡先も確認していたので、慌てないですみました。

契約でのトラブルは消費生活センターへ Tel (294) 5800

